

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第11回定例会（2008年8月26日開催）報告

テーマ：生物多様性基本法の成立とこれからの環境アセスメント

話題提供者：環境省総合環境政策局環境影響評価課 課長補佐 沼田正樹氏

コーディネーター：武蔵工業大学 田中章

概要：

本定例会の開催案内に記載されているように、遺伝的ら生息地、さらに生息地間の連続性をも視野に入れたわが国の野生生物保全のあり方を包括的に定めた『生物多様性基本法』が本年5月に定められた。そこで今回は、環境省の沼田正樹氏をお招きし、同法の成立の背景や概要、さらには環境影響評価に対して求められる事項について解説・ご講演頂いた。

わが国の野生生物保全政策は、国際的な枠組みである生物多様性条約（CBD）と、これを国の戦略としてブレイクダウンした生物多様性国家戦略第（1～3次）によりこれまで進められてきた。また、これら施策を通じて開発行為のみならず、地球規模での環境問題により生物多様性への影響が深刻化していることが明らかにされた。第3次生物多様性国家戦略では、生物多様性の重要性を社会に浸透させ、地球規模及び長期的な視点から保全に取り組むとともに、地方・地域レベルでも関係箇所が連携してこれに当たる必要があるとされている。さらには、名古屋での生物多様性条約締約国会議（COP10）の開催が予定されている。このような背景から、生物多様性条約という国際スタンダードに基づく取り組みを国家の施策として位置づけるために生物多様性基本法が今般成立することになった。この法律では、生物多様性の保全及びその持続的な利用について、国、自治体、事業者、国民等の責務及び連携した取り組みなどについて触れているが、環境影響評価という観点からは「事業計画の立案段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進」が明記されたことが最大のトピックであった。

沼田氏から今回講演頂いたのが基本法の解説という性質上、質疑応答では活発な議論までには至らなかったが、会場からは核心をつく意見が幾つか出され、この法律と個別法等（環境影響評価法、自然再生推進法、環境省・戦略アセスガイドラインなど）も含めた施策の運用について参加者の関心の高さが伺われた。会場からの質問や意見を幾つかを例示する。

- ・ 基本法、新戦略ともに、過去の開発等による自然の損失を代償するための生物多様性オフセットとして自然再生推進法による自然再生事業を挙げているが、日本国内では今後も開発は続くため、今後の開発等による自然の損失（回避しても最小化しても避けられない自然の損失、開発がある以上は必ず存在する損失）を代償するための生物多様性オフセット、即ち、いわゆる代償ミティゲーションの必要性については基本法、新戦略ともに特に示されていない。基本法成立に当たりこのような議論がされたか？
- ・ この分野では、先般まで「生態系保全」がキーになっていた。国として、「生態系保全」との違いを明記した上で、「生物多様性保全」の定義を明確に説明していくべきでは？言葉だけが一人歩きして、実態が伴わないのでは？
- ・ 基本法成立によるアセス法、その他個別法やSEAガイドへの波及は？
- ・ 計画レベルでの生態系影響評価について具体的にどのように検討しているのか？
- ・ 国際施策（生物多様性条約）へのコミットについては？関係省庁の動きは？

基本法が成立したばかりであり、具体的な施策についてはこれから進められることになることから、引き続きその動静に注目していく必要がある。

（レポーター：日本エヌ・ユー・エス株式会社 中村純也）